The Exploration of the Nature of Edo Era in Iyo Futagamijima: The Formation Administrative Unit 'Shimamura' in Seto-Inland Sea

――瀬戸内海における「島村」予二神島の近世

の形成

関

П

博巨

SEKIGUCHI Hiroc

(要旨)

神氏宗家 戦乱の四 国 (以下、二神家もしくは本島二神家)に視点をすえ、「近世」という時代を問い直す。 瀬 戸内海域を転戦した 「海の領主」二神氏は、天下一統後をどのように生きたの

領主」 代当主はそのほかにも、御城米船改御用や朝鮮通信使来朝御用などを担い、近世の海上交通網のなかに自らを位置づけ、 長崎貿易に不可欠な煎海鼠の生産を請け負うことで、いわゆる「鎖国」政策にも適応してみせた。二神家は中世の「海の 伊予の守護河野氏の滅亡とともに二神島へ帰った二神家は、松山藩領となった行政村「二神村」 から近世の「島村の庄屋」へと転身したのである。 で庄屋役に就いた。

に入ると、 はじめとする複数の無人島からなり、 本稿では 近世の伊予では、 一神島の人々は、 「島村」と呼び、 伊予本土における農業生産力の向上を目論む松山藩が由利島を肥草山として収公しようとたびたび画策したた 村域の海と山から計り知れない恩恵 島嶼部でも検地、 いくつかの類型を想定した。「島村」 その島々の領有を根拠に忽那諸島でも最大規模の海域支配を誇った。 村切りが実施され、 (鰯・海鼠・材木・石材・野菜など) を受けていたが、 行政単位の村が多数設定された。 のひとつの典型を示す二神村は、 島嶼に設定された行政村を 二神島のほか由利島を

識にほかならない。 どの系図・由緒書類をまとめあげていく。 とくに種章にとっ 各種古文書の写しや『予陽河野盛衰記』 その自称には再解釈された「海の領主」の矜持が垣間見える。 て、 松山藩との命懸けの駆け引きは、 種章による「二神島庄官」という自称は、 などの写本類を数多く収集し、 二神家や忽那諸島 豊田 の歴史に向き合う契機となっ 一神藤原氏系図略_ それらの編纂過程で醸成された自意 や た。 『油利島録』な 安永年間以

二神家歴代当主はこれに粘り強く抵抗している。

〔キーワード〕 庄屋、由緒、海賊、島

はじめに――二神村にみる「島の近世」

従っ 近世という時代を問い直してみたい。 ように生き抜いたのだろうか。 臣秀吉や徳川家康による天下統 中 ·世後期、 戦乱 伊 の四国・瀬戸内海域を転戦した 予国守護の河野氏や海賊衆の領袖であった来島村上氏に 瀬戸内海に浮かぶ二神島に視点をすえ、 一後の 「近世」 「海の領主」二神氏は、 をどのように迎え、 豊

二神家など、各地に進出して独自の「家」を形成していった。郡柳原村の柳原二神家、同郡片山村の片山二神家、忽那島吉木村の吉木流(二神氏宗家)で忽那諸島二神島に暮らした本島二神家のほか、風早中世以来諸流に分かれていた二神氏の一族は、近世の中興・通範の嫡

仕 るようになった。 0) に日田・ 五九七) 護 大名に収まり、 の河野氏の重臣であったが、来島を名乗った村上通総(一五六一~一 のうち、 なかには伊予の名族 が豊臣方に通じるなど幾多の曲折を経て、 玖珠・速見三郡の内陸部に領地を有する豊後国森藩一万四千石 片山二神氏が従った来島村上氏は、 片山流の豊後森二神家は廃藩置県までこの久留島家に 通春の時代の元和二年(一六一六)には久留島を称す 「得能」姓を許された者もいる。 戦国時代には伊予国守 慶長六年 (一六〇一)

して差配することになる。その間の略系譜は、 家種の代までに本貫の二神島に戻り、 はここに断絶した。 原 景を主将とする豊臣秀吉の四国征伐で降伏し、 に隠遁した通直は、 総ら恩顧の家臣たちに裏切られ、 方、 二神氏宗家が仕えた河野通直 主君を失った二神氏宗家は、 同一五年七月に病死し、 天正一三年 近世の行政村「二神村」を庄屋と (一五六四~一五八七) 図1に示したとおりであ 伊予の名族河野氏の正系 所領を奪われた。 (一五八五) 二神通範・通種を経て の小早川隆 は 安芸竹 来島

同じ二神一族でありながら、片山二神氏の一流は海を捨てた武士とし

:— 二神通範 (元和二年七月没) — 通種 — 家種 (近世初祖、寛永五年四十

没) — 種長 (明暦三年九月没) — 種忠 (貞享五年六月没) — 種次 (享保2) 4

十年正月没) — 種永 (延享四年七月没) — 種信 (明和二年二月没) — 種章7

(中興、寛政六年八月没)— 種福 (文政三年十二月没) — 種五 (慶応二年) 8

世を生きていく。 に広がった二神 書に拠りながら、 兵農分離」 二神家とする)を中心に、 二神氏宗家は瀬戸内海の島で百姓の村の庄屋として、 の分かれ道を進んだわけだが、 一族との交流についてもあわせて展望してみたい。 両家は主君がたどった運命の明暗によっ 近世の一 一神島と二神氏宗家 海と島での暮らしぶりを解き明かし、 本稿では主に二神司朗家文 以下、 二神家もしくは本 て、 それぞれ わゆる 各地 0) 近

る」での報告を原稿化したものである。訪」事業の一環として開催されたシンポジウム「忽那諸島の歴史を探訪」事業の一環として開催されたシンポジウム「忽那諸島・歴史探なお、本稿は、二〇一〇年四月の松山島博覧会「忽那諸島・歴史探

中世から近世へ――研究史の成果と課題

「島の近世」の歴史的意味を問い直す手がかりを得ておくことにしよう。本稿の検討に先立って、二神氏と二神島にかんする先行研究に学び、

一)中世の二神氏

御堂)に伝わる元徳二年(一三三〇)六月の大般若経の奥書には、大願神氏は種家とされる。その真偽は不明だが、二神島の安養寺(当時は浦「豊田藤原氏子孫系図次第」の伝承では、伊予にはじめて居住した二

主として種家の子吉種 一神氏が松島 (のちの二神島) 法 善 に上陸していたことは間 の 名がみえるの で、 刀山 違 世 いないとい 紀 初頭 に は

え

など、 野教通宛行状などは、 と推察される。 複数の「家」が形成され、 ことを伝えている。 も確認できる。 野氏に従っている。 徳氏が指摘するように、 本島二神家に伝わる系図類によれば、 のような「衆」をなしたが、 河 1野氏直轄領に近い伊予本土の風早郡にも所領を与えられていた たとえば、 実際、 河野氏の被官となった二神氏は、 一神四郎左衛門尉が粟井安岡分・ 二神氏と河野氏との関係は、 やがて 諸流に分かれて 文明一 近世にかけては、 年 「衆」的結合自体は消滅していくも (一四七九) 二神氏は、 「宅並」 一神衆」 その内部に独立した 一二月一三日付 石野弥栄氏や福川 旭 古文書によっ 宮崎分・ 世 や「風早」 紀中葉には ・友包分 の河 7

とも て両派に分かれて争っていたのではないかと推測している。 は 数 Ŧi. また、 の文書からは、 知りうる。 Ŧi. 河 |野氏と村上氏が対立したこの時 二神氏が河野氏から二神島作職を安堵される一方で(天文二〇 年二月二八日河野通直安堵状)、 伊 ح 予の地域史料を渉猟し の島に村上氏と今岡氏の知 期 永禄年間 て詳細な研究を行っ 一神氏もまた生き残りをか 行分が設定されてい (一五五八~七〇) た景浦勉氏 たこ の複

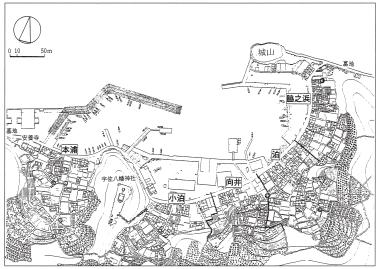
中世一 一神島の 生業

従 してい は浦と泊 える「海の領主」として、 宮 さらに 野善彦氏は、 を背景 た9 の二つ (図 2)。 に 「城山」 両 0) 二神島の内部構造にも目を向けた。 集落があり、 集落に睨 と呼ばれ みをきかせるように居 島の名主や百姓・ た出城を警固所とし、 神 殿 は安養寺 小百姓たちのうえに君臨 家臣である家子衆を 屋敷 (浦御 永禄年間の同島に (城郭) 堂 と宇佐八 を構え

> 所当以外の租税) 神島成物・ のようなものであったのか。 ていたわけだが、 一神氏 のほ 節料等注文である。 か今岡氏と村上氏は、 に注目しよう。 では、 その負担をになっ まずは一 〈史料1〉 領主として年貢・夫銭・公事を徴収 一神氏に納められた公事 は、 た島の百姓たちの生業は、 永禄二年 (一五五九) の

(史料1)

たわらこ 長名 二十五 は



二神島集落図(西和夫『建築史研究の新視点二』 (中央公論美術出版 2000年) 図9 (加筆のうえ引用)。 囲みが現在の集落。丸印は井戸の位

たき木 二十五わ

ひしき 二からけ、なつなり

ともひらなし物

一 たわらこ 十はい たき木 十は

かき 五合 ひしき 二からけ

くす 一 升

七郎左衛門名なし物 せちりやうむしろ ともひら名 一長

たわらこ 十はい かき 五合

たき木 十は くす 一升

ひしき 二からけ

三名してほしな

むしろニても百のつこう

今岡・村上やく人へなす

たわらこをけハうら・とまり

一年のわりニ出

自名ハ五人してかわり~~たす

粟井へせちりやううら・とまりして

たわらこ九十はい

たき木 九十

是者節料 (かやた、ミニ帳

ひしき六名合六からけ

くす二升

たき木八十あまりか

是ハ夏年貢十三貫と一度渡ス

六名合ひしき六からけ

一 くす二升 是ハ夏年貢と

| 一度二今岡・村上へはふんつゝなす

永禄弐年八月吉日 種長 (花押)

を負担した。
を負担した。
ないのったには、それぞれ三名ずつ、六つの百姓名が定められてに神島の浦と泊には、それぞれ三名が、大名のうち種長名・ともひらいた。二神島成物・節料等注文によれば、六名のうち種長名・ともひらいた。二神島の浦と泊には、それぞれ三名ずつ、六つの百姓名が定められて二神島の浦と泊には、それぞれ三名ずつ、六つの百姓名が定められて

永禄二年の年貢・夫銭・公事を検討した網野氏によれば、百姓負担の永禄二年の年貢・夫銭・公事を検討した網野氏によれば、百姓負担の別をも物語っている。

である。から産物を採集し、必要に応じて加工して、公事として上納していたのから産物を採集し、必要に応じて加工して、公事として上納していたの徴収されていた事実に注目しておきたい。二神島の百姓たちは、海や山わらこ(海鼠)」「たき木」「ひじき」「かき」「くず」などが公事として、なにはともあれ、「島の近世」を検討する前提として、ここでは「た

中世二神島の百姓の生業を推察させる史料はほかにもある。〈史料2〉

書状である。(語)の一句の一句の一句の一句の一句では、二神修理進と同弥五郎に宛てられた、年不詳六月三日付の得居通幸は、二神修理進と同弥五郎に宛てられた、年不詳六月三日付の得居通幸

史料2

賴申候、恐々謹言
先日者船之立之木之事申候処、八十本給候、祝着候、残而廿本之儀

六月三日

通幸

(花押)

(花押)

まいる

V

二神弥五郎殿 得右

宿所

頼され ある。 が勤めていたというから、二神氏とは建兄にあたる。通幸の海城である鹿島城 も携わっていたことが推測されよう。 得居 この書状によれば、 た船材百本を用立てている。二神氏が何らかの形で木材の生産に 通 <u>五</u> Ŧ. 七~一五九四?) 二神氏とは浅からぬかかわりのあった人物で 二神修理進と同弥五郎が、 は、 (北条市沖) 村上通康 の城代は二神豊前守 の子で、 得居通幸ら 来島通 から依 総

う_。 た 0) 伊予における権力機構の一翼をになっていたこと、 作職を有 簡単ではあるが、(一)(二)項の検討から、 二神氏が掌握していた二神島の百姓が、 『宅並城で「二神衆」を率いた宗家 や流 通などの諸活動を展開していたこともあわせて確認しておき じて 「海の領主」とし て活躍していたことは明らかであろ (のちの本島二神家) をはじめ、 海と島という条件を活かし 中世後期の二神氏が、 その一方で、二神島 粟

近世二神島のイメージを見直す

つまんで紹介しておこう。町誌』(以下、町誌)に描かれた忽那諸島と二神島の姿を、まずはかい町誌』(以下、町誌)に描かれた忽那諸島の歴史を集大成した基本文献『中島れていたのだろうか。忽那諸島の歴史を集大成した基本文献『中島では、近世以降の二神島は、これまでどのようなイメージでとらえら

三百年への「苦しい第一歩」にほかならないと評価されてい 忽那諸島の村々にとっては、 られたという。しかしながら、 よって、 誌によれば、 忽那諸島に「近世の村」 天正一五年 戸田検地は高率の年貢を収奪する江戸時 (一五八七) 「非常に零細な農民によって構成された」 が設定され、「小農民の自立」 の戸 田 勝隆による太閤検地 がは か に

江戸時代の土地台帳の分析から、忽那諸島の村々は「大きな河もないったもの」と性格づけている。

らず、 いことがあげられている。 りの平均所持高が一石三斗余に過ぎず、しかもその半数は一石に満たな 力を示すとされる石盛が忽那諸島で最も低いこと、二神村百姓一人当た も低位は二神村である」とも指摘している。 中 概念規定は次節第 れた近世の村に たという視点を提示している。 さらに町誌は、これほど生産力の低い -島町誌』 河野氏滅亡後の二神氏宗家は、 は、 「島村」という概念を与えることにしよう。 太閤検地によって忽那諸島に 項に譲る。 町誌が描く二神村は「極貧の農村」にほかな 本稿ではこの視点に学び、 この村へ「帰農」したというのだ。 忽那諸島 その根拠として、 「近世の村」 0) なかでも、 島嶼に立て 米の生産 が設定さ もっ لح

ところにある、といわねばならない。
し、瀬戸内海の島の暮らしを水田農耕の物差しだけで評価しようとするの記述の問題点は、周囲わずか一〇キロほどの島の百姓を農民と理解の記述の問題点は、周囲わずか一〇キロほどの島の百姓を農民と理解に中世後期二神島の活力ある姿と、あまりにもかけ離れている。二神氏た中世後期二神島の活力ある姿と、あまりにもかけ離れている。二神氏た中世後期二神島の活力ある姿と、あまりにもかけ離れている。二神氏た中世後期二神島の活力ある姿と、あまりにもかけがある。

村」ないし「島の近世」の意味を問いたいと思う。そのうえで「島海と島の物語をまずは虚心に紹介することにしよう。そのうえで「島することなく、さらに中世史研究の成果も踏まえて、二神島に刻まれたそこで以下では、水田中心史観にとらわれず、しかし土地問題も無視

――島嶼に設定された近世の村一 瀬戸内海における「島村」の形成

る役割などについて検討する。神家(本島二神家)の立場、二神村ないし二神家の瀬戸内海地域におけった。本島二神家)の立場、二神村ないし二神家の瀬戸内海地域における二ここでは、近世における「島村」二神村の形成と、二神村における二

(一)「海の領主」から「島村の庄屋」へ

緒親類附」などの記載を頼りに、ごく簡単にたどっておくことにしよう。を、「豊田二神藤原氏子孫系図」「二神家末家之次第」「二神村新四郎由まずは、二神氏宗家の「海の領主」から「島村の庄屋」への転身過程

〈史料3〉

(a) 通種

家所記、仍朝鮮在国之節、従本国之書簡干今所持也羽柴太閤朝鮮国御征伐之節、属久留島越後守手、此時軍功在、彼

(b) 家種

引籠干本土之二神島、干時天正十五年予州大守加藤左馬助喜明公也、其後有喜明公国替移奥州会津故、因河野通直公御家断絶、自ラ蟄居干二神島、干時嫡子種長被扶助

郡島方マテ検地之案内、依テ戸田殿ョリ之掟書有之(後略)太閤秀吉公日本御検地之節、自戸田民部少輔殿依頼、伊予国風早

(c) 種長

辞退、其後因嘉明公国替、又引籠干二神島(後略)加藤嘉明公被扶助、此時先為鼻紙代二神島可給由之所、小知恥テ

(図1をあわせて参照のこと)。書などで裏付けが得られる範囲で、その記載内容を確認しておきたい藤原氏子孫系図次第」の記述を抜粋したものである。二神家伝来の古文藤の引用は、通範のあとの三代、通種・家種・種長にかんする「豊田

物である。
物である。

物である。

が、通範の孫の家種であった。河野氏正統が断絶するやいなや、彼は二が、通範の孫の家種であった。河野氏正統が断絶するやいなや、彼は二が、通範の孫の家種であった。河野氏正統が断絶するやいなや、彼は二が、通範の孫の家種であった。四国平定の軍功で伊予大洲七万石を宛で書に置頭でも触れたが、二神通範の主君、河野通直が病没したのはすでに冒頭でも触れたが、二神通範の主君、河野通直が病没したのは

との関係については、詳らかにし得ない。し、「久留島越後守」という人物について、また久留島家と二神氏宗家するなど、水軍の将として引き続き活動していたと伝えている。ただは、「久留島越後守」に属して文禄・慶長の役(一五九二~九八)に出征は、「久留島越後守」に属して文禄・慶長の役(一五九二~九八)に出征しかしその一方で、a部分によると、家種の父の通種(通範の子)

さらにc部分の記載では、文禄三年(一五九四)、伊予に入封した松

次のような記述がみられる。 主君嘉明の会津転封を機に二神島に再び「引籠」ったとされている。 下町移転を挟んで、 六〇〇)の関ケ原合戦、 分格の取り扱いを受けたということであろうか。その後、 う。「扶助」される身分がどのような立場なのか明らかではない 前城主の加藤嘉明 って会津若松へ転封になる。 八右衛門種忠からである。「二神村新四郎由緒親類附 控』一神氏宗家が「二神村」の庄屋として生きることになるのは、 八右衛門種忠からである。 は 寛永四年(一六二七)、加藤家は蒲生家と入れ替わ 家種をその子息種長とともにに「扶 同八年の松前(正木)から勝山 その翌年、 「二神村新四郎由緒親類附 父の家種は没し、 (松山) への城 子の種長は、 慶長五年(一 助」したとい には、 種長の が、 士

一神藤左衛門種長嫡子

、右衛門

正保年中、 居村庄屋役被仰付

屋役初代

寛文年中嫡子源三郎江居村庄屋役被仰付、 男嘉右衛門召連同村江引越、 其後嘉右衛門江引替被仰付候二付 饒村庄屋役被仰付、

帰

ル

頭勘右衛門もまた、 保年中 (一六四四~四八) (一 六 六 二 (種忠の子) 庄屋役初代」とされる種忠が、 もまた、「二神氏末家」とされる家柄である。が、二神村庄屋の最も古い事例である。同文書にみえる組が、二神村庄屋の最も古い事例である。 六月付の覚にみられる「二神村庄や のことだという。二神家文書では、 居村庄屋役を仰せ付けられ 四郎兵衛」 こと種次 寛文二年 たのは正

氏宗家は、 ここまでの論点を整理しておこう。 風早郡 二神島を本貫とする「海の領主」として活動し、 河野氏が健在であっ た時期の 伊予

> した戸 これに協力した。この検地によって、二神氏が領有してきた二神島を中 それからしばらくの間、二神氏宗家は「兵」「農」未分離の立場にあっ 核とするいくつかの島々が、「二神村」という行政単位として把握 島二神家 じめ二神一族の者が多く就任したものと思われる。 なる。また、庄屋役はもとより村役人の主要ポストには、 降、二神氏宗家は、二神村の庄屋役の家筋として落ち着いていくことに えされる、近世という時代の現実に触れたに違いない。種長の子種忠以 が入封してきた寛永~正保年中、 たようだが、寛永四年 以降は加藤嘉明が入封し、二神村は松山藩の支配するところとなった。 本土の風早郡にも 「引籠」っている。 近世大名の支配下に入ることとなった。 田勝隆 (二神家) は 島方にも太閤検地を施行し、二神家種も案内役として 所領を有していた。 彼らはこのとき、 の近世は本格的に幕を開けた。 (一六二七)、 家種・種長親子はふたたび二神島に 嘉明が転封し、 大名さえも鉢植えさながら領地替 豊臣秀吉による四国平定後に入封 関ケ原合戦を経て江戸開幕 こうして二神島と本 かわって蒲生忠知 勘右衛門をは

島嶼の村々を「島方」として把握していた。 意味(広義)での「島村」と理解しておきたい。 な島では、 から数島を単位に形成された村が厳密な意味 一神村などがその典型である。 なお、 本稿では、 一島の内に複数の村が設定された。 島嶼に設定された近世村を「島村」と称した。 また、 忽那島 (現・中島) (狭義) での「島村」 そのような場合は、 松山藩では、これらの のような大き で、 一島

に入れて検討することが必要であろう。 り上げるわけだが、 しの村が設定されたことの意義を、 ここでは、さしあたり狭い意味での「島村」の事例として二 今後は、 広狭それぞれの具体像を解明し、 近世史はもとより近現代史まで視野 一神島 島嶼に近 を取



(二) 文政一三年の船改

ふめと

二神家文書のなかに、文政 一三年(天保元、一八三〇) 九月付の「寅歳風早島二神村 現船改帳」という史料が残さ れている。二神村に船籍を有 する船の船主、帆の大きさや する船の船主、帆の大きさや

門が所有する活船「永徳丸」この帳面によれば、長左衛

する四三 (九反帆、 (九反帆、 およそ二〇石積くらいの三枚帆の船が五艘、 登録分だけでも五○艘の船があったことがわかる。 一艘の端船 五五石、 Ŧi. 三石 積 八端船、 (橋船)が書き上げられている。 八端船、 橋船付) 橋船付)、 のほか、 武 平 が所有する活船 弥右衛門らが所有する六反 さらに太兵衛らが所有 この時期の二神村に 「永君丸」

を大坂などへ運んだものであろう。二神村の百姓の生業の一端が垣間見のことと思われる。この船は比較的大きく、端船が付属している。鮮魚「活船」とは「生け船」で、魚類を活かしたまま廻漕する「生簀船」

現代の自家用車のように使用していたに違いない。使用される。百姓たちは、島々を結ぶ交通手段として、何種類かの船ををさす言葉である。大型船の積み込みや積み下ろし、陸地との連絡用に端船は橋船とも書き、「はしけ船」とも言う。本船に対する小回り船

はって突如出現したとは考えにくい。二神島の人々が、中世以来、海をこうしたクルマ社会ならぬフネ社会とも呼ぶべき状況が、近世後期に

舞台に多様な活動を展開してきたことを考えるならば、船は古くから生舞台に多様な活動を展開してきたことを考えるならば、船は古くから生舞台に多様な活動を展開してきたことを考えるならば、船は古くから生

一)瀬戸内海交通における二神村浦の位置

航行していたことがわかる。 義弘一行の上坂航路は図4に示したとおりで、 ~一六一九)は、 天正一五年 (一五八七) 五月、 近世の二神村浦は、 豊臣軍に最後まで抵抗して降伏した九州の雄、 には、そのときの一行の様子が活写されている。 翌年の五月、 瀬戸内海交通の中継港としても機能してい 秀吉に謁するため大坂にのぼっている。 島津忠恒宛の義弘書状を抜粋した 豊臣秀吉は四国につづき九州も平定し 二神島や由利島の近海を 島津義弘 ○ 五三五 (史

〈史料5〉

遣せし 去月 未之刻ニ舟出し、 与のうちふたまと、云る所に船かゝりして 又塩あひあらき浪まを分過るほと、 なりさハき、 晦日佐土原 け つくりて船ちいつく共なきに、 そこなる神社を矢たての神といへり、 〔五月〕 廿六其許罷立、 (中略) (現宮崎市) まて越着今月三日従徳之口出船、 雨風打しきりたる、 十四日塩をまちて、 遊る島と云る所にしほとき作りてやすらひける あつさ弓いるよりはやく行舟や矢たちの神のめく 打続風雨に、 神のやハらく事もや有なんとする 船中いかなる事もやあらんなと心 半道とおほゆ、 豊後渡をわたし、 此程順風ハなきに、 此方彼方ニやすらひ、 (中略) 其日の亥刻ニ伊 〔六月〕 十五日 さた崎とて、 折しも神 漸



図 4 天正 16 年 島津義弘上坂航路(典拠:『島津家文書之三』 1493)

のなかに、

瀬戸内海交通もはっきりと組み込まれていった。

通網が完成する。

統

一政権の覇権によって安全が約束されたその交通網

ともに、

東廻り海運や西廻り海運が整備されるなど、

列島中心の海上交

なければならず、 何はともあれ、 後のこの海上では、 前のことだが、義弘らに緊張感はうかがえない。 心情を歌に詠みあって楽しんでいる。この船旅は、 やく六月一五日のことであった。 雨に陸路・海路ともにはばまれ、 矢たての神」(矢立大明神)の神威に感じ、「二神の島」に祈り、 さらに、 が鹿児島を出立したのは五月二六日のことであった。 江戸開府以降になると、 九州から兵庫・大坂方面へ 二神島や由利島は古くからの経由地であったとみられ すでに「豊臣の平和」 由利島付近にたどり着いたのは、 乗船の面々は いく わゆる 赴くには、 が実現していたのであろう。 「鎖国」 中国 「遊る島」(由利島) 海賊停止令の発布直 防予諸島を通過し 政策がとられると ・四国・九州平定 折 その 0

究によれば、二神村浦が朝鮮通信使や幕府巡見使の経由地になっていたとなどが判明する。さらにまた、津和地島浦に着目した鴨頭俊宏氏の研側・九州方面からの御城米船などが、二神村浦に「仮停泊」していたこ中の豊後日出藩木下大和守俊泰の一行、さらに次項で紹介する日本海二神家文書をひもとくと、薩摩藩の参勤交代の一行、あるいは下向途

くしけふた神の海乃四方の波間に、さてつわ路と云る所をとをる゠ もふ人二神の島にいのりやすらん、 ミなるら 返しせよ、 追風にのほりくたりの舟のうへいのる祈や二神の島、 二神の島をとをるに、 それより順風時 とせちにいひしかハ、 の間に吹立て、 茶屋宗次郎かこ島打立之名残なとい 永純、 弐 島くを明て見せたけり玉 舟ミ地の登りくたりにお 神のしるしを眼前に見 とよミ

廿三日夜をかけ堺之津へ着船

(攻略

ことも明らかである。

船通船御用掛」などを勤めていた。 図の即種章(寛政六=一七九四年没) られていた。 名をはじめ公用通行者のための宿泊・ -和地島は二神島の北隣りに位置する島で、 そして、 注目すべきことに、 は 休憩施設である「御茶屋」 津和地村の 二神村の庄屋であっ その浦には参勤交代の大 預庄屋」 た二神新 や が設け 「御用

とができるだろう。要性と、一村の庄屋にとどまらない二神家の役割の大きさをうかがうこ要性と、一村の庄屋にとどまらない二神家の役割の大きさをうかがうこ以上のような事実からは、近世の瀬戸内海交通に占める二神村浦の重

(四)御城米船改め

その業務内容を具体的に知ることができる。
ひ」も勤め、寄港した御城米船を検査していた。〈史料6〉によって、役」も勤め、寄港した御城米船を検査していた。〈史料6〉によって、米船の寄港地であったことがわかる。二神村庄屋二神家は「御城米改水船の寄港地であったことがわかる。二神村庄屋二神家は「御城米改の上坂航路をり、御城米船はその廻送をになう御用船である。御城米船の上坂航路をり、御城米とは幕府直轄領から江戸や大坂へ送られる年貢米のことであ

〈史料6〉

覚

出船仕所実正"御座候、以上 大数御改請申候所、送状之通相違無御座候"付、同十一日辰刻、知行所風早郡二神村浦紅船繋仕候"付、船足御極印幷船頭・水主知行所風早郡二神村浦紅船繋仕候"付、船足御極印幷船頭・水主 短行所風早郡二神村浦紅船繋仕候"付、船足御極印幷船頭・水主 安芸国竹原浦庄右衛門船六人乗、今度豊前国宇佐郡岡田庄太夫様 安芸国竹原浦庄右衛門船六人乗、今度豊前国宇佐郡岡田庄太夫様

安芸国竹原浦直乗船頭

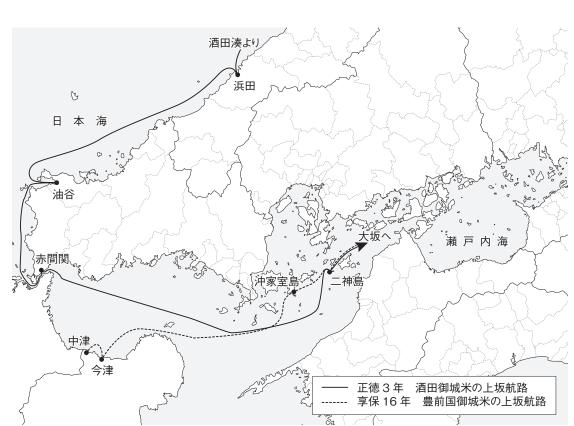


図 5 御城米船上坂航路(典拠:二神司朗家文書 第一次 24「御城米船諸写控」)

〈史料7〉

延享二丑年四月十一日

庄右衛門印

豊前国宇佐郡別符村上乗

次

兵衛印

予州松山御領風早郡二神村庄屋

新 四 郎殿

極印、 時、二神村浦へ船繋ぎした。二神村の庄屋新四郎は、 役に当たる上乗の次兵衛を同乗させて豊前国中須賀浦を出立、 の大坂廻米を請け負っていた。庄右衛門船は、 豊前国宇佐郡岡田庄太夫俊惟代官所の子年(延享元年)御城米五五四俵 した「覚」である。 日に出船することを認めている。 と豊前国宇佐郡別符村次兵衛が、 右の史料は、 船頭・水主の人数などを改め、 延享二年 これによると、 (一七四五) 六人乗り船の直乗船頭庄右衛門は、 二神村庄屋新 四 送状の内容と照合したうえで、一 月一一日、 この年の四月三日、 四郎 安芸国竹原浦庄右衛 庄右衛門船の船足 (種章) 同九日昼 へ差し出

である。である。である。とは別の文書が、もう一通残されていた。それが次の〈史料7〉に左右衛門船であったが、実はこの船改めに関連して、〈史料6〉のた座右衛門船であったが、実はこの船改めに関連して、〈史料6〉の

一札之事

得共、 安芸国竹原浦庄右衛門船直乗船頭· 候 而御改請六ケ敷御座候共、 候一付、 之通より船足入申ら付、 極印御改請、 佐郡去子歳御城米五百五拾四俵、 為後日如件 外荷少茂積合不申候、 日帳差出御断申候得者、 当四月三日、 御送状二相違仕由二而、 彼地出船仕、 御当地御難二者掛不申、 小船故荷足少々入申候、 船足御改被成候所、 同国中須賀浦ニ而積之、 水主共六人乗、 同九日、 段々御吟味被成候 御当地江船繋仕 私共申披可仕 今度豊前 御極印御掟 此後何方っ 船足御

安芸国竹原浦直乗船頭

延享二丑年四月十一日

庄右衛門印

前国字佐郡別符村上乗

次兵衛

予州松山御領風早郡二神村庄屋

新 四 郎殿

る。 物は少しも積んでいないと申しひらきをしている。 底から吃水線までの深さ) は り過ぎていたというのだ。 改めたところ、送状に相違して、「御極印御掟之通」より船足が深く入 披可仕候」という一筆を取り、 とまったく変わらない。 一神村浦に船繋ぎして改めを受けたという冒頭数行の内容も同じであ 寄港地で摘発されたときのために、「御当地御難ニ者掛不申、 「一札之事」と題されたこの証文の日付・作成・宛名は、 ところが、船改めの結果には問題があった。庄屋の新四郎が船足を 新四郎の吟味にたいして、 宇佐郡御城米を積載した庄右衛門船が、 が少々沈んでしまったが、 直乗船頭の庄右衛門と上乗の次兵衛の二人 庄右衛門船の出船を黙認している。 小船ゆえに荷足 (荷物を積んだときの船 新四郎は、 御城米のほかの荷 先 の 九日に 覚 本文

書がその一筆である。

かどうか、知る術はない。
量」にたいして、庄右衛門や次兵衛の側から何らかの見返りがあったの柔軟な裁量を発揮していたのだろう。新四郎の御城米改役としての「裁る軟な裁量を発揮していたのだろう。新四郎の御城米改役としての「裁したいの責任者として、航海の安全と経済効率を両立させるかのようなの様のケースは他にもあったかも知れない。庄屋新四郎は、御城米船

の役割を示す興味深い事例のひとつといえるだろう。 こうしたエピソードもまた、瀬戸内海交通における二神村浦と二神家

二近世二神村の生業

生業構造を探ることにしよう。ったのだろうか。中世からの連続面を視野に入れつつ、近世ならではの営まれていたのだろうか。近世の生業は中世後期とまるで異なってしまで島村」二神村が設定されたあとの二神島では、どのような暮らしが

一)煎海鼠の請負

海鼠・干鮑・鱶鰭)を対清交易の支払いに充てるようにした。 元禄一〇年 していた。しかし、列島における鉱物資源の不足をうけて、江戸幕府は ッパ産の綿織物・毛織物、 本銅や日本銀を輸出して、 加工した煎海鼠 策がとられていた近世中期以降には、 はすでに述べた。 中 中 -世後期から近世前期までの対明・対清交易においては、いわゆる日 -世の二神島で「たわらこ」と呼ばれた海鼠が水揚げされていたこと (一六九七) に長崎会所を設立し、銅に代えて俵物三品 (海鼠を煮て干したもの)の需要がとくに高まっていく。 その後も海鼠の採集は継続されるのだが、「鎖国」政 南洋産の砂糖・蘇木・香木・獣角などを輸入 中国産の生糸・絹織物・書籍のほか、ョーロ 長崎での対清交易を背景として、 (煎

長崎会所による俵物の集荷は、延享元年(一七四四)以来、請負商人

販売を督励している。 公儀役人「煎海鼠奉行」平岩右膳親庸が伊予諸藩の村々を廻り、煎海鼠荷・買い付けは不振であったため、寛政一一年(一七九九)、勘定方の地へ派遣する直買い方式へと転換した。しかし、それでも煎海鼠の集を通じて行われていたが、天明五年(一七八五)からは会所役人を生産

一三○○斤に次ぐ大口出荷であった。 生産売上指定高である「御誂高」を二九か村で請け負っていた。このう 生産売上指定高である「御誂高」を二九か村で請け負っていた。このう 政一二年~文化一二年(一八○○~一五)の松山藩領では、公儀からの 興居島村堀内家文書を紹介した菅原憲二氏の作成した表によると、寛

み込まれるという、他の時代にはない特質を帯びていた。業であるが、近世においては、「鎖国」政策のもと長崎貿易の一環に組二神島の海鼠漁は、中世から近世、さらに近代へと続く伝統的な水産

(二) 由利島の鰯網漁と他国の漁民

る。 島である。近世の記録には「油利島」とも「百合島」とも表記されてい島である。近世の記録には「油利島」とも「百合島」とも表記されてい由利島は二神島の南約一二キロのところに浮かぶ周囲五キロほどの小

『百合島詠(録か)』には、次のような言い伝えが記されている。前出の二神種章が旧記をもとに作成した、安永七年(一七七八)の

〈史料8

由、至今ニテ申伝也、古大地震ニ崩タルヨシ(後略)小山之方を大百合ト言、又油利千軒トテ、往古ハ人家千軒有之候之(前略)但、俗ニ右島(由利島)今之大山之方を小百合ト言、今之

「往古」の由利島は「油利千軒」と呼ばれるほどの繁栄ぶりであった

る 0) が、いにしえの大地震で崩落・沈下し、 現在のところ中世文書ではその関係を確認できていな 由利島と二神氏とのかかわりは中世にさかのぼるものと推測され 今のような小島 になっ たという

山は る。 鰯網の記述 なかったものの、二神村の「付添いの小島」――属島として、その磯と 『百合島詠』が成立した安永年中、 「村方稼ぎ第一の場所」とされている。 という、 がみられ、 由利島関連文書の書写記録には、「古来より居リ来ル」 由利島における「村方稼ぎ」の一端が示されてい 由利島に定住する者はほとんどい 同じく種章が整理した『油

(二神種次) た。 一神村の者もこの先進的な紀州網を見習っており、 由 その時期は特定できないが、 利島にお 網」に繋がっているという。 ける鰯網 は 紀州塩 近世のごく早いころの話と思われる。 津村の者が引 ζ, それが後の た の が 始まりであっ 源 三郎

門網は、 けて、 介したとおり、 衛門網を始めた二神種忠 ちが訪れては、 塩津村の者が再訪し、 ?の庄屋役を初めて勤めた人物である。 その後、 網 播州福留浦十兵衛が引いている。 の名目で操業させ、 さらに寛永一 由利島の鰯網引きはいったん「中絶」したが、 父の種長まで続いた武士意識を払拭し、正保年中に二神 鰯網の操業を申し入れるようになった。ちなみに、 一〇年 鰯網を改めて希望したので、「八右衛門 (貞享五 = 元禄元、一六八八年没) (一六三三) 松山藩に運上銀を上納させた。この八右衛 以来、 から正保元年 由利島には各地の漁民た (一六四四)に は、すでに紹 いつのころか (二神種

いう操業形態をとっている。 種忠の嫡子の二神種次による源三郎網からは、 (一六六六) 九年には次のような には伊予国和気郡岩城村孫右衛門が「一年切」 「網議定」 正保 一年の塩津村勘兵衛を皮切りに、 が取り交わされている。 たびたび 「寄合網」と 2借用 寛文

(史料9)

網入目. 何程入申候共、 太兵衛出 「シ 可

何程引ヶ申候共、太兵衛買取可申

但シ、干鰯之直段ハ以相談相究可申事

右者伊与国己 網 網二若損銀在之時 門 も損銀有之時ハ、 ・二神源三郎・ 入目ヲ払利銀有之時ハ、 一神島之内油利島之鰯網代之網、 瀬戸町太兵衛、 右三人

人

割符

仕

払

可

申 三人之者以相談ヲ網売払可申候、 其利銀ヲ三つニメ、 右三人メ同様 右三人之者共以 壱つ宛長師 "割符仕取可申 其上ニ而 五右衛 相 事

寛文九年卯月十 日

判

如件

如此相極候所実正也、

然上ハ此儀定之通少も相違申間敷、

為後日連

伊与之国長師

三

同

安芸国隠戸 加藤太 一神源 郎

兵

衛

柄で、 (中島) 屋であり、 する取り決めである。 加藤太兵衛は、 瀬 近在の有力者であっ 町 に所在した長師村の杉野五右衛門は、 網議定」は、 加藤太兵衛、 由利島の進退権を掌握していた。 このたびの寄合網の出資者である。 そして二神源 寛文九年一一月、 二神源三郎 た。 また、 (種次) 三郎との間で結ばれた寄合網にかん 議定の内容からみて、 長師村杉野五右衛門、 は、 二神島にほど近い忽那島 島方の大庄屋を勤 いうまでもなく二神村庄 音戸瀬戸町 安芸国音 める家

網議定」 によれば、 鰯網入費は太兵衛が全額負担する が 第一 条)

る寄合網操業の一端を伝える興味深い史料といえよう。 の「網議定」がいつまで有効だったのか定かではないが、 え、網の売却や損益の分担などを決めることにしている(第四条)。 で均等に配当し が実際の鰯網漁を担っていた可能性がある。 利島網代の一年切り請合証文を差し出しているから、 寛文六年六月、 そのかわり太兵衛は、 (第二条)。網の引手にかんする取り決めはとくにないが、 前述の通り、岩城村庄屋孫右衛門と同村宗右衛門が、 (第三条)、 水揚高にかかわらず干鰯を買い取る権利を得て 損銀が生じたさいには、三者で相談のう なお、 鰯網代の利銀は三者 岩城村の漁師 由利島におけ 三年前の たち ح 由

よって対応を変えていたのである。のすべてを受け入れていたわけではない。時期や状況、希望する相手に岐国息吹島庄屋網を雇い入れた事例などもあるが、二神村は網代希望者その後、明和七年(一七七○)には、種次の曾孫の新四郎種章が、讃

との間に「由利島網さしもつれ一件」が発生している。 近世後期になっても、文政五年(一八二二)に備中白石島佐五右衛門ら を希望したが、島代官石田が難色を示したため立ち消えとなっている。 を希望したが、島代官石田が難色を示したため立ち消えとなっている。 を希望したが、島代官石田が難色を示したため立ち消えとなっている。 を希望したが、島代官石田が離色を示したため立ち消えとなっている。 との間に「由利島網さしもつれ一件」が発生している。

を尊重した。 ば 村の猟場にすべく、 八にも、 そのほ かりの二神種次は、これを完全に拒絶し、代官谷崎善助らもその意向 -の裁許で松前浜村は敗訴し、 かの注目すべき事件としては、 一六年 (一七〇三)、 「押して油利島へ入り込」む騒動を引き起こす。 さらに覚右衛門は、 代官所に出願したのである。二神村庄屋に就任した 松前浜村庄屋覚右衛門らが、 種次の嫡子種永の代の享保三年(一七 結果的に二神村の由利島権益が認定さ 伊予郡松前浜村との争論 由利島を自 が

改めて説明したい。いう、広域的な自由漁撈特権を主張していた。この点については、項を語に属する人々と推察され、近世にいたっても「漁業勝手たるべし」とれている。なお、この松前浜村の漁師は、中世の「職人」的な海民の系

のである。 島は絶好の鰯猟場だったため、たびたび魚場争いの舞台にもなってきたからの出漁者に委託したり、「寄合網」として操業された。また、由利からの出漁者に委託したり、「寄合網」として操業された。また、由利本格的には近世初期から前期にかけてスタートした新たな生業であっ以上のように、由利島の鰯網は、紀州塩津村の者から「見習」って、以上のように、由利島の鰯網は、紀州塩津村の者から「見習」って、

民をはじめとする瀬戸内海の家船の親村もまた紀州にあった。家船の拠点たる安芸国能地の枝村があったからである。そして、能地漁ならば、それらの村々には、船を家として海上生活を営む漂泊漁民 ――城村や同郡苅屋村の漁師が網代を希望していたことも注目される。なぜなお、由利島での鰯網が紀州網に由来することに関連して、和気郡岩

る。年「当山明細帳」という記録には、次のような「由緒」が伝えられてい年「当山明細帳」という記録には、次のような「由緒」が伝えられてい古三津の真隆山儀光寺(現松山市、真義真言宗)に残された明治三〇

〈史料10〉

由 当 屢々海嘯等ノ天災遭ヒ、由里千軒ノ在処モ流失ス、天災ノ屢々ナ 始 ル ニ構へ(中略)寺号ヲ儀光寺ト称ス、 |地ニ奉転ス、 ヲ恐レ、弘安年中、 メ老若男女、 ナル御丈四尺一寸ノ十一面観世音ヲ負ヒ来リ、 緒 当寺ハ天平年中、 本尊エ供奉シテ来、 庄屋 〈之ノ字不羊 本尊及釈迦如来・阿弥陀如来、 儀光上人、 予州 霊地ヲ尋ネ、 后大伽藍トナル、 田里島 良左衛門・ 以テ弘安年中是 一ノ草菴ヲ仮リ 行基菩薩之御 組頭北野某 仁王門等ヲ 然ルニ、

空地ヲ畑トシ、名ヲ苅屋〈之ノ字不羊(詳)〉ト云レヲ伝知センカ為メ〈之ノ字不羊(詳)〉ヲ苅屋村ト云、前キノ方数町ノ茅原アリ、茅ヲ苅リ茅屋ヲ築キ、漸々一村落トナル、之ノ地ニ再建ス、供奉者傍ラ空地ニ住居ス、后漁業ノ便ニ依リ、西

住僧 沙門某

付ける、きわめて興味深い伝承といえる。
付ける、きわめて興味深い伝承といえる。
を結び
古三津に移転した儀光寺、そして由利島ひいては「由里千軒」とを結び
のだという。ともに避難した島民たちは、漁業に適した苅屋(三津浜の
のだという。ともに避難した島民たちは、漁業に適した苅屋(三津浜の
のだという。ともに避難した島民たちは、漁業に適した苅屋(三津浜の
の十一面観音像を背負って由利島に庵を結んだのがこの寺院の創建で、
この寺伝によれば、天平年中(七二九~七四九)に儀光上人が行基作

民たちが集まり、交差する場となっていたのである。り、漂泊性の高い家船系の漁民や中世の「職人」的海民の系譜をひく漁の島は、二神村の宗門人別帳に登録された近世的な百姓たちはもとよの島は、豊後と伊予とを結ぶ海上交通の拠点に位置した。それだけにこ由利島は小島とはいえ、海と山の産物に恵まれた経済的価値の高い島

めぎ合いの様相に、近世という時代の特質が鮮やかに投影されている。排除する傾向にあったことも窺えよう。詳しくは後で述べるが、そのせしかしながら、上述の事例をみるかぎり、近世の二神村が漂泊漁民を

(三) 由利島石の採掘

からず見出される。〈史料11〉はその一例である。由利島で産出した「油利島石」(以下、由利島石)にかかわる史料が少な正世後期の二神英左衛門種式(慶応三=一八六七年没)の時代には、

〈史料11〉

石拾壱艘

村方油利島石

但、切符拾壱枚

伊与郡西垣生村沖新田

□≒≒ 上: 土手囲幷唐樋築直し御普請

一付相渡

右之通、積取二相成申候、以上

亥六月

とがわかる。 とがわかる。 とがわかる。 を対して活用されていたことがわかる。 を対して活用されていたことがわかる。 を対して活用されていたことがわかる。 を対して活用されていたことがわかる。 を対していては河口部に築かれる。 はである。由利島石と命名された石材が、沖新 は、その問い合わ ないとみられる高度な排水設備である唐樋の材料として活用されていたことがわかる。 を対していた御き請方元締 とがわかる。

きる。 自利島と伊予本土の御普請場との間を頻繁に往来していたことも確認で 由利島と伊予本土の御普請場との間を頻繁に往来していたことも確認で がある。そして、由利島石の搬出のために、「石船」と称される船が、 がある。そして、由利島石の搬出のために、「石船」と称される船が、 は) として三津浜御船場御普請、郡方川筋急難御普請などで使用された事例 として三津浜御船場御普請、郡方川筋急難御普請などで使用された事例

も少なくないのかも知れない。山岩であることを報告している。そのなかには由利島石で造られたもの氏は、中世から近世初頭の忽那諸島の一石五輪塔や家型石廟の材質が安ちなみに、由利島の西の「大由利」は安山岩でできている。大成経凡

(四)材木の伐りだし

めた未年七月二日付の書付である。 〈史料12〉は、二神村庄屋の源三郎 (種次) が長野源右衛門宛てに認

(史料12

四本 弐本 四 本 拾壱丁 木数〆弐拾四本 積渡シ申 長弐間 長壱間 長三間 長口 (弐カ) 間 引物 樌木 柱

右之通積渡シ申候間、 請取可被下候、 以上

未ノ 七月二日 二神村庄や

源 三郎

長野源右衛門様

工した木数〆二四本を船で積み出し、長野に送っていたことを伝えてい あるが、二神源三郎(種次、 この書付は、 年未詳のうえに破損などのために判読しきれない部分も 享保一〇=一七二五年没)が、さまざまに加

たが、 中世に二神氏が得居通幸へ船の用材一〇〇本を調達したことは前述し 材木の伐り出しや製材は、 近世になっても続けられていたのであ

までの思い込みに反して、「極貧の農村」のイメージとは程遠いもの (上の事実から明らかなように、 近世の二神島や二神村の現実は、 ح

> 領有を根拠とする広域の海域支配を維持することで、 といわねばならない。二神家と二神村の百姓は、有人・無人の複数の島 発展させていた。 海と島の暮らしを

必要がある。 から近世への連続面と断絶面、 一神島はもとより忽那諸島全体の近世史像を理解するためにも、 そして変容の局面を正しく把握していく 中世

四 松山藩と二神村

という近世の村に編成された。中世には海の領主として同地域に君臨し との間にはさまざまな利害関係の対立があった。 いていった。こうして二神村は松山藩領となったわけだが、二神村と藩 た二神氏宗家であったが、近世には大名が知行する島村の庄屋に落ち着 二神島とその周辺海域の小島は、太閤検地を機に村切りされ、二神村

由利島 「肥草山 化計

をめぐる、二神村・二神家と松山藩との駆け引きに着目してみたい。 ここでは前出の『油利島』やそのほかの史料を参考に、 由利島の帰属

山藩、 ある。 漁場」にするという、 寄りの判断をしたものといえよう。 島は「百姓ども第一の稼ぎ場所」であるとして撥ねつけ、 六) のことであった。 「先規の通り何らの故障なし」と聞き入れたという。島方代官らしく島 松山藩が由利島に初めてその食指を動かしたのは、明暦二年(一六五 とりわけ郡方役所の意向が見え隠れする。だが二神村側は、 柳瀬の打診は伊予郡からの出願を受けたもので、 由利島を伊予郡の「肥草入付山」ならびに「網代 島方代官柳瀬勘兵衛からの申し付けがあったので その背景には松 柳瀬もまた 由利

左衛門が、 ところが元文六年 由利島を十年間、 (寛保元、一七四一) 二月には、 伊予郡の肥草山にすると申し渡してきた。 郡奉行の穂坂太郎

いであった。 こ、松山藩領伊予郡の田地を養う刈敷の一大供給源にしようというねらこのたびの申し渡しは郡方直々のものであり、由利島を草山や柴山にし

百姓約二八〇〇人が大洲藩領へ逃散してしまう前代未聞の大失態を招い 断行した。その結果、 のそうした政策の一環をなすものにほかならなかった。 の増徴や新田開発などを強引に推進し、 でも最悪の被害をもたらしていた。 実はこの少し前、 わゆる「久万山農民一揆」 西日本全域を襲った享保の飢饉が、 同年八月には、 である。由利島の肥草山 体面を失った松山藩は、 久万山二六か村のうち二五 なりふりかまわぬ財政再建策を 松山藩領に全国 化計画は、 年貢 一か村の 藩

とする郡方は、 ぎ方第一の場所」 (二神種永) と組頭の忠蔵・四郎右衛門は、 0) 利島の林相は一変し、木材や石材の伐り出しはもとより、 水産業に影響をおよぼすことは避けられないだろう。庄屋の新四郎 十年間という期限付きとはいえ、 同年二月、 であるとして、 由利島を断念せざるを得なかった。 召し上げを断固拒否した。 いったん肥草山にしてしまえば 由利島は「磯山とも村 漁業やその を筆 方稼 由 他 頭

きた庄屋新四郎は、 らを動員して、 畑里村濱田政右衛門のほか、改庄屋の長師村五右衛門・宮野村半左衛門 公計画をみたび実行した。 いもよらない話を聞かされ しかし、二七年後の明和五年 周囲からも揺さぶりをかけている。 J聞かされた。 島方大庄屋の畑里村浜田政右衛門から呼び出され、 しかも今回の計画は念入りで、 (一七六八) 正月、 松山藩は由利島 年始礼に松山 島方大庄屋の . へ出て 0) 収

〈史料13〉

儀、神妙『御請仕候様、大庄屋迄内意申可置旨、御奉行稲川八右衛被召上ケ候、押付御月番ら御代官迄被仰付候間、其節庄屋新四郎二神村之内油利島之儀、此度御上莫太之御利益有之候『付、御上』

様ゟ被仰付候(後略)

上 前からあらかじめ説得しておけ、 さいに二神村庄屋新四郎 番奉行から島方代官へ正式に申し渡されることになる。 政右衛門に郡奉行稲川八右衛門の内意を申し渡した。 九助から急な呼び出しを受けた。岡宮は、 莫太の御利益」となる由利島の召し上げを決めており、 発端は前年極月二八日のこと。大庄屋政右衛門は郡奉行手代岡宮 (二神種章) というのだ。 が「神妙にお請け」するよう、 元メ藤井与兵衛も同席させ、 ついては、 郡奉行は、 ほどなく月 御 お

大庄屋政右衛門は、新四郎にその内意を次のように伝えている。

〈史料14〉

不被成、 候処、 右一付、 庄屋迄内意申置候様二、 御請及異儀候ハ、人痛等出来可申候"付、 益ニ相成候筋ニハ御かへ不被遊之旨、 島合いか様に申出候而も、 被遣度之由被仰付候へ共、 ら被仰聞候 奉行所でも有之候へ共、 旁以大庄屋迄内意申聞, 御聞届之上前体二被仰付候 此度油利島之儀者御上弐千俵余之御売筋有之候得共、 (後略 猶又右表達而申付候ハ、新四郎驚可申ニ 八拾石余之二神島・地郡・大郡之莫大御 此度之儀者右様之意味ニハー切 村方持第一之場所「而御座候故意味申上 右島 新四郎江得心為致置候様ニと御奉行中 (中略) (由利島) 之儀ハ先年も伊与 御奉行中被仰聞候へハ、彼是 成程、 表達而被仰付無之内二大 先年之意味書委細 御

出して、同島が二神村の「村方稼ぎ第一の場所」と認定されたことを進画を聞かされた政右衛門は、伊予郡の肥草山化計画の先例を引き合いに政右衛門がまっさきに口にしたのは自己弁明であった。由利島収公計

次のようなものであった。した、というわけである。ところが、その進言にたいする岡宮の返答は言したという。島方大庄屋として、まずはともかく二神村の村益を擁護

にはいかないのだ」
莫大の御利益となる筋を、村高八〇石余りの二神村の利益に替えるわけのたびの計画の前に、一村の村益など一切関係ない。『地郡・大郡』の「なるほど、先年の詳しい『意味書』は奉行所にもある。しかし、こ

キーをかけてきたというのだ。 おけ。それがお奉行のお気持ちだ」と畳みかけて、政右衛門にプレッシは、「表だって公表する前に、大庄屋であるお前が新四郎を得心させては、「表だって公表する前に、大庄屋であるお前が新四郎を得心させてられのこれと異議を唱えて承諾しないならば、『人痛み』などもでるだのれのこれと異議を唱えて承諾しないならば、『人痛み』などもでるだらのを承知で強行しようとしている計画だからこそ、庄屋新四郎が

世の は 方が可能であった。 を主張し、自分一人の判断で計画を受け入れられない、という抵抗の仕 して振る舞ったのである。 れてきたと、従来通りの主張を繰り返した。 までの出入の裁許においても、 海と山は二神村で暮らす四五○人ないし五○○人の生命線であり、これ そのうえで、 けは得仕らず候」と、村人との協議の必要性を訴えて即答を回避した。 内意を聞いた新四郎は、「何分にも私の一了簡にて畏み奉り候と御請 いかにも近世的なものといえよう。 海 の領主」 正月九日付口上書をはじめ数通の歎願書を認め、 ではなく、 領主ではなく村人の代表であればこそ、 百姓の代表である近世の「島村の庄屋」と 由利島は二神村「専要の場所」と認めら 新四郎種章は、 このあたりの対処の仕方 島に君臨した中 由利島の

方ばかり」の「意味がましき儀」を申し立てるのは不届きだという苦言は、これらの口上書を奉行所には取り次がず、「大益」を顧慮せず「村ところが、正月一〇日、元〆藤井の指示を受けた大庄屋と改庄屋ら

がらない。新四郎を説得しようとしたのだった。しかし、それでも新四郎は引き下新四郎を説得しようとしたのだった。しかし、それでも新四郎は引き下を重ねて伝え、このままでは「人痛み」が出る危険もあると、かえって

〈史料15〉

被下侯策ニと申侯 被成下候者、五百人之為御座候間、此段今一応御元メ様ニも被仰上卒々々右口上書御指出被下、由利島之儀、前体ニ相成候様ニ御執成而も不苦候、如此申上候上者、命を惜ム心底毛頭無御座候間、何右ニ付新四郎申候者、此度之儀、私壱人ハいか体之難渋ニ被仰付候

のこと今一度、御元〆様にも仰せ上げてくださいますよう」におとりなしくだされば、二神村の五○○人のためになりますので、こん。なにとぞなにとぞ口上書を提出していただき、由利島を前々どおりまいません。こう申し上げる以上は、命を惜む心底は毛頭ございませ

では、次のような取り決めを締結することとなった。厳しい交渉は二か月にも及んだ。その結果、二神村と松山藩郡方との間をう言って新四郎は、反対に大庄屋らに迫ったのである。このような

(史料16)

風早島二神村へ

可相心得事至『候、依之右下草伊与郡へ御田地苅敷『被仰付候間、弥以其旨一由利島下草之儀、先達而内々申聞候処、無違背奉畏候段、神妙之

(但書 省略)

右一付、二神村之者共、笘挊相減可令難儀一付、為御救左之通被

米四百五拾俵 被下之

当子才ゟ寅歳迄三ヶ年ニ相渡る

×

右之通可被申渡候等之儀者、当時迄之通可相心得事一右島之儀、土地者其儘二神村持分之事:候間、諸注進、其外磯持

子二月

子二月

の庄屋」としての意気地をみせたといえよう。 でなわち、取り決めの要点は、①下草は伊予郡御田地の刈敷に差し出すなわち、取り決めの要点は、①下草は伊予郡御田地の刈敷に差し出すなわち、取り決めの要点は、①下草は伊予郡御田地の刈敷に差し出すなわち、取り決めの要点は、①下草は伊予郡御田地の刈敷に差し出すなわち、取り決めの要点は、①下草は伊予郡御田地の刈敷に差し出

者に負けずに貫徹された希有なケースであると指摘している。網野氏は「農業の論理」と「海と山の論理」の対抗を看取し、後者が前以上のような由利島をめぐる松山藩と二神村・二神家の駆け引きに、

(二) 松前浜漁師の由利島進出

出は、 る「農業の論理」 見出すことができる。 しまで話をさかのぼらねばならない。 「農業の論理」と「海と山の論理」 見 海と海との対立のように思えるが、 の全面展開にある。 たとえば、 先に触れた伊予郡松前浜村の由利島進 の対抗の事例は、 この問題を理解するためには、 その本質は松山 ほかにも容易に 藩によ 中

中世の松前には石清水八幡宮の玉生荘があり、一五世紀後半には「松

予地方随一の港町であったと指摘している。

小のラグーンを利用した天然の良港で、織豊期以前から集落を形成した中理学の立場にたつ富田泰弘氏は、中世の松前は旧伊予川(重信川)河口由漁撈特権を主張する起源はここにあると推測している。また、歴史地由漁撈特権を主張する起源はここにあると推測している。また、歴史地は「職人」的海民であり、近世の松前浜村漁師の広域的な自前浦衆中」の存在が確認できる。網野氏は、松前浜の住人は八幡宮に奉

とにした。

下町に被害がおよんだことをあげている。 おく必要があるだろう。 して中央構造線上の活断層帯で地震・津波が頻発したことも、 下したこと、文禄五年 によって徳川家康の覇権が決し、 風波」が荒く城が破損しやすいこと、また絶えず伊予川が氾濫して城 大石慎三郎氏は、 松前が放棄された理由として、 (一五九六、慶長に改元) 軍事的理由で城地を選定する意義が低 そのほかにも、 の慶長伊予地 直接海に面していて 関 ケ 考慮して 震に連動 原の戦い

のである。

新城下に選ばれた土地は、いうまでもなく現在の松山市の中心部であ
のである。

河道が付け替えられ、松前の北方に河口を移して現在の重信川となっこの大土木工事においては、松前から伊予灘に注いでいた旧伊予川の

道後平野は伊予随一の広大な水田地帯に変貌していった。を南に押し曲げられ、余戸村鎌太(のちにここを「出合」と称する)で旧を南に押し曲げられ、余戸村鎌太(のちにここを「出合」と称する)で旧た。また、道後の石手寺門前から勝山にぶつかっていた旧湯山川は流路

慶長八年(一六○三)、築城なった松山城へ嘉明が移ると、松前は城慶長八年(一六○三)、築城なった松山城へ嘉明が移ると、松前は城下町の機能を失った。そのさい移住した商人・職人が、松山城下に新た下町の機能を失った。そのさい移住した商人・職人が、松山城下に新た下町の機能を失った。そのさい移住した商人・職人が、松山城下に新た下町の機能を失った。そのさい移住した商人・職人が、松山城下に新た下町の機能を失った。そのさい移住した商人・職人が、松山城下に新た下町の機能を失った。そのさい移住した商人・職人が、松前は城

〈史料17〉

奉願口上

存候 候故、 伊与郡浜村猟師男女千人余御座候処、 網方精出候ハヽ、 御運上銀等も差上可申候、 り島之儀ハ網代能御座候、 無御座候二附、 |浦之猟場 =被仰付被下候ハヽ、 以上 近年川下海手壱里余洲出申候、 大勢之者共渡世難儀仕候、 御影ヲ以相立可申与奉存候、 其上仁家も無御座候島之儀御座候間、 願之通被為仰付被下候ハヽ、 右猟師共合ゆり島江小屋掛等仕 依之網場浅ク罷成、 浦方猟場重信川下二而御座 然処当浦台四里余西ゆ 左候ハ、島相応之 難有可奉 猟曽而

元禄十六未年

十一月廿日

伊与郡浜村庄屋

組頭

同

甚助

同

三右衛門

同

次郎右衛門

すでに述べてきた。全に拒絶したこと、代官谷崎善助らも二神村の意向を尊重したことは、是出した願書がこれである。そして、二神村庄屋種次がこの申し出を完松前浜村庄屋覚右衛門らが、由利島を自村の猟場にすべく、代官所に

とりを繰り返している。新四郎種永が覚右衛門に宛てた五月六日付書状 しを奪ったのである。 る。 の内容は次のようなものであった。 P 田開発を優先した松山藩の政策が、浜村漁師たちの猟場、 前浜村の海は遠浅となり、 大量の土砂を吐き出すようになり、一里余りも「洲出」したという。 ここで注目したいのは、 さらに覚右衛門は、 「押して油利島へ入り込」む騒動を引き起こし、 覚右衛門らの願書によれば、 彼らが由利島に進出した理由はここにあった。 種次の嫡子種永の代の享保三年 漁場が破壊されてしまった。城下町建設と新 浜村漁師が由利島進出を目論んだ背景であ 松山藩による大改修を経た重信川は、 両者は激しいやり (一七一八) ひいては暮ら に 松

〈史料18〉

相成不申候"付、左様"御心得可被下候(後略)候得共、今年ハ村方分網も仕度由"相談申候、左候へハ外台入網ハ候得共、今年ハ村方分網も仕度由"相談申候、左候へハ外台入網入申ぶ御仕出被成候由御尤"奉存候、油利島之儀の望之由、今年ハ鰯あ[五月六日付書状](前略)油利島鰯網代之儀御望之由、今年ハ鰯あ

怒和島漁師が引いていたが、今年から二神村が独自に操業することに種永の主張はこうである。由利島の鰯網代は、近年まで同じ忽那諸島

退けている。しかし、覚右衛門も負けてはいない。したがって「外より入網は相成り申さず」と、覚右衛門の要望を

被仰上候(後略) 「七月二○日付書状」(前略)今度備後之内鞆之者与寄合ニ網被成候 「七月二○日付書状」(前略)今度備後之内鞆之者与寄合ニ網被成候 「七月二○日付書状」(前略)今度備後之内鞆之者与寄合ニ網被成候 「七月二○日付書状」(前略)今度備後之内鞆之者与寄合ニ網被成候

ならば そのように仰せ上げられるべきだろう。 問題はない。 は備後国鞆津の者との寄合網であることを知っていた。そこで覚右衛門 覚右衛門は、 次のような論理を展開する。 「御上へ御苦労申し上げ」るが、 由利島に「お指しとめ」になる「意味」 この年の由利島網代が、二神村の自前操業でなく、 万一、 同じ伊予国の「松前網」ならば 他国の衆中との喧嘩が発生した これに新四郎は激怒した。 がある。 お上にも 実際

〈史料20

得其意候 候間 元之網方紅急度可被仰付候、 ゆり島ニ而ハ網引せ不申候、此上ニも我儘ニ居申候ハハ、其意味可承 **伝置候処、** [七月二一日付書状] 方之網代「此元之網指置候所、 何等之子細も無之、上体へ之御苦労ニ相成申事も無御座候、 早 々此元江御出可被成候、 (中略) 尔今油利島·居申由不届千万、其意得不申候(中略)弥 兎角ゆり島ニハ古法之通リ、 (前略) ゆり島江ハ外網一切入不申筈、 御紙面之通、 何れ
ら喧嘩等仕出可申哉、 且又喧嘩等不仕候様こと被仰越、 此元網之儀も鞆津ゟ呼 此方之網計居申候得 得と申 是又難

早速油利島へ遣申候間、弥其方之あミ少も出入不仕様可被仰

医 (後略)

下

続けるならば、 師がいまだに居座っているのは不届千万であり、理解しえない。 うに仰せ付けられるだろう。 定であるから、いよいよもって、 ではない。二神村の網は鞆津の者を呼び寄せ、 には二神村の網だけが入れるのであり、 仕掛けているというのか。 い。また、喧嘩などしないようにと言ってきているが、どちらが喧嘩を ったからには、 利島に「外網」 その理由を承るから、 いよいよ網を引かせるわけにはいかない。さらに操業し は一切入れないと通達したにもかかわらず、 なにはともあれ、 その方の網の出入りは 早々に二神島へお出でいただきた 藩に面倒をかける筋合い 「古法」のとおり、 すぐに由利島へ遣わす予 一切できないよ 由利島 浜村漁 のこと こうな

である。新四郎の怒りは激しかった。しかし、覚右衛門は一歩も引かない構え

(史料21)

候段、 引せ被成間布之旨、 下候而も先達而委細承届ケ居申候、 意不申候、尤鞆津ゟ網御呼下し之由被仰下候へとも、 [七月二三日付書状] :座候者御上体へ御願可然存候 依之前方度々得御意候之処、 扨々得其意不申候、 得其意不申候、 (前略) 其元古法有之由 私網之儀、 (後略 貴様御勝手之被仰聞様、 私網ゆり島立除申様こと被仰付 拙者共方之猟師共二茂古法御 油り島網代ニ而引申 被仰付候、 此儀も不被仰 左様之意味も 是以得其 所 御

「漁業勝手たるべし」という「古法」がある。にもかかわらず、「貴様、私の網を由利島で引かせないというのは納得できない。浜村漁師にも

ろう。
に苦しむ。そちらに「古法」があるというならば、お上に訴願すべきだ網を由利島から立ち退かせようとは、それにしてもまったくもって理解び寄せていたとしても、あるいは呼び寄せていなかったとしても、私のご勝手の仰せ聞かされよう」は理解できないことである。鞆津の網を呼

急速に失っていったのである。漁師たちは、その威勢のよさとは裏腹に、伝統的ななりわいと暮らしを漁村は敗訴し、結果的に二神村の由利島権益が認定される。松前浜村のこの激しい応酬が、和談にいたるはずもなかった。翌年の裁許で松前

府の指 場とをともに入会とするという、 たったのである。この事件は、松山・大洲両藩の対立にまで発展し、 装船団を組んで出漁したことから、 ようになっていった。そして万治元年(一六五八) と米湊・尾崎・本郡・森各村の漁師との間に小競り合いが繰り返される 領に編入されると、中世以来の自由漁撈特権を主張する松前浜村の漁師 きた。ところが、 れ いに大洲側に死者一名を出すいわゆる「網代争論」と呼ばれる紛争にい 松前浜村の漁師たちは、同じ伊予郡内の米湊沖にも慣習的 ようやく解決にいたっている。 大洲藩領米湊・尾崎・本郡・森各村の漁場と松山藩領松前浜村の漁 宗で土佐藩主山内忠義が調停に乗り出す騒ぎとなった。 寛永一二年 (一六三五) に米湊村周辺の諸村が大洲藩 忠義が提示した調停案を両藩が受け入 米湊沖合で大乱闘事件が発生し、 八月、 松前浜村が武 に出 同年一二 漁して 0

0 3 事業の展開、 ことであった。 に中世以来の「職人」 松前浜村漁師が由利島へ進出したのは、 によって実質的に封殺されてしまったのである。 松前浜村漁師の漁場は、 いわば近世的な農本主義政策の強行によって破壊され、 これらの一連の出来事から、 的海民の漁撈特権も、 松山藩による大規模な治水・新田開発 この網代争論 つぎのような考察が可能で 松山・大洲両藩の境界線 から四五 年後 3

たのである。
「中世の海と山の論理」が、水田農業中心の論理や境界線の論理を内でしていいう声高な主張は、かえって彼らのおかれた状況の厳しさを物語っていみ取れる事例といえるだろう。松前浜村漁師の「漁業勝手たるべし」と容とする、近世の論理、によって否定され、飲み込まれていくさまが読容とする。

結びにかえて――海域・伝統・由党

一)近世の海域支配

ちろん相当なものがあった。も知れない。そのために二神家や島民(村人)がはらった努力には、もの論理」を貫徹することに成功したのが、あるいは二神村であったのかの論理を近世の論理へと比較的うまくアジャストさせ、「海と山中世の論理を近世の論理へと比較的うまくアジャストさせ、「海と山

有であった。土地の論理や境界線の論理に基づくもので、いわば近世にふさわしい領土地の論理や境界線の論理に基づくもので、いわば近世にふさわしい領二神村は忽那諸島のなかでも最大級の海域支配を実現してきた。それは二神島・由利島に加えて複数の無人島を属島として領有することで、

身していった。初代の庄屋役を勤めた一 してない。河野氏の滅亡とともに二神島へ帰った二神家は、 末制度、二神村の村人は寺檀制度 後の石手寺の末寺とされ、 氏寺であった安養寺が、 領主」から近世の「島村の庄屋」、 その領有は近世の村を前提としており、 lt・)・…「否応なく組み込まれていったのである。「否応なく組み込まれていったのである。」「ネオσオノに寺檀制度へと、それぞれが近世的な制度のなか」 二神村の檀那寺に変わっている。 近世前期の延宝四年(一六七六) つまり行政村二神村の庄屋へと転 一神種忠の時代、 中世のような領主支配では決 中世には二神氏 中世の「海 以降は、 安養寺は本 道

権を許された。二神家文書によって判明する、種永から種章まで三代のけでなく、時に応じて島方の改庄屋や大庄屋をも勤めて、苗字御免の特近世の各時期の二神家当主とその子息は、二神村の庄屋に就任しただ

伊予二神島の近世

表 二神家系図・由緒書関係史料一覧(第一次文書分)

使の来朝御用をも果たすことで、

らを位置づけ、

城米船などの御用船通航に関与することで近世の海上交通網のなかに自

長崎貿易に不可欠な煎海鼠の生産を請け負

いわゆる「鎖国」

政策にも適応してみ

朝鮮通信

一神島は行政村「二神村」となり、

近世という時代に適応し、

間違いなく新たな存在感を示していた。

松山藩からの年貢を村請けし、御

せた。一八四〇枚にもおよぶ明・清・ベトナムなどの古銭が二神家に伝

そうした事実と無関係ではないだろう。

来しているのは、

		211 56 (7)3 .	/// // // // // // // // // // // // //			
No.	標 題	作成·書写年代	作成·書写者	受 取	備考	文書番号
1	二神藤原氏子孫系図之大	享保 17.8			種永三男・寛隆 (慈応) の系図下書 (端	1 313-38
	段次第	(1732)			書のみ). No. 2以下の種章の筆跡に一致	
2	藤原氏嫡流并豊田二神之	安永 5.3	二神新四郎藤原種		「系図写下書」	313-
	子孫系図写	(1776)	章			374-1
3	藤原氏豊田二神之嫡流系	安永 5.3	二神新四郎種章		「嫡系抜書」	313-
	図透書					374-2
4	藤原氏豊田二神先祖并中	安永 5.4	二神新四郎種章		過去帳下書か	313-
	興之霊会日年忌禄(録)					374-3
5	(過去帳)	安永 5. 仲春日	当主二神藤原種章		後年、加筆あり	
6	油利島(寛文2~安永7)	(安永7)	新四朗			313-5
7	百合島録	(安永7)	二神新四朗種章			313-71
8	豊州森久留島信濃守家系	(安永 8. 8. 10)		(二神種章)		313-72
	図(写)					
9	予陽河野盛衰記(抜書)	安永 9. 初夏写	二神種章			313-74
10	予陽河野家譜人数之巻				種章の筆跡	313-378
11	(村上氏系図)				種章の筆跡	313-312
12	二神家末家之次第	安永 10. 正	二神藤右衛門種章		「尋古記改之」	313-76
13	柳原家系譜(下書)	安永 10. 正	二神藤右衛門種章	(柳原嘉七昌方)		313-75
14	(柳原家由来書写)				種章の筆跡	313-313
15	(二神氏系図)	(安永7以降)			記載は種章とその子の代まで. 種章	313-78
					の没年なし. 種章の筆跡	
16	(豊田二神氏子孫系図略)		二神藤右衛門種章	饒豊田家	饒豊田家では不受理	313-77
17	(二神家由緒につき書付)				種章の筆跡か(未確定)	313-311
18	二神村新四朗由緒親類附	天保 5(1834)~				313-103
		:	÷	:	÷	

いは郡役人代まで勤めた。 存命中から朝鮮人来朝御用や御茶屋のある津和地村の庄屋並として活躍 の大任も果たした。その嫡子の種章 二神種信 居村庄屋役を継承後は津和地村の預庄屋、 大庄屋格を歴任して二神姓の公称を許され、 -九郎=種信…居村庄屋役、 次 (明和二= 種章… ·朝鮮人来朝御用、 屋格 帳面方相見、 通船御用掛、 年行事役、 一御用掛、 一七六五年没) 改庄屋、 (二神新四郎と改称)、 中世という時代の荒波を乗り越えた二神家 豊前国御城米船改方、 郡役人代勤、 改庄屋役、 南京人通船の節出精 郡方御藪床御用掛、 郡方新地普請所御用、 は、 津和地村庄屋並、居村庄屋役、 (寛政六=一七九四年没) 二神村庄屋のほ 御巡見様御通船御 津和地村 大庄屋役 御用船通船御用掛、 御巡見様御通船 畑里村・長師村地 預庄屋、 津和地村御用船

郡役人

かに島

方の

は、

父の

御

浦 改

ある

庄屋以外の役職は左のとおりである。

新

四郎=1

種永…宗門改役、

居村庄屋役、

改庄屋役、

御 流

預

頩

大庄

郡

67

(二)由緒の創造と新しい結合——「二神島庄官」という意識

存在したわけではないことも確認しておくべきであろう。 しかしながら、近世の二神家のこうした姿が、中世の全否定のうえに

った。

一神村周辺地域の歴史だけでなく、二神家の系譜を見直すことにつながよる歴史研究は、由利島防衛の理論武装のために始まったが、いつしかよる歴史研究は、由利島防衛の理論武装のために始まったが、いつしかは、る曲利島の使用実態と、二神島と由利島の歴史であった。種章に姓による由利島の使用実態と、二神島と由利島の歴史であった。種章に姓による由利島収公計画に直面した。種章は「島村の庄屋」として松山藩山藩の由利島収公計画に直面した。種章は「島村の庄屋」として松山藩山藩の由利島収公計画に直面した。種章は「島村の庄屋」として松山藩山藩の由利島収公計画に直面した。

「海の領主」の矜持が垣間見える。
「本の領主」の矜持が垣間見える。
「一、藤原氏を称したことは象徴的である。種章の自意識内に再版されたい、藤原氏を称したことは象徴的である。種章の自意識内に再版された、 一、建立願主 二神島之住庄官 二神新四郎藤原種章」と自署した。 一、建立願主 二神島之住庄官 二神新四郎藤原種章」と自署した。 一、東京の領主」の矜持が垣間見える。

による中世以来の海域支配の意識を焼き直していったのである。 てられるように二神村の歴史の調査・研究を行い、「海の領主」二 仮名書出 作成している 題する記録集、 に書写収集している。 予陽河野家譜人』『忽那開発記』 安永七年(一七七八)には、 ・豊臣秀頼書状などの古文書類、 (表参照)。 由利島にまつわる伝承をまとめた『百合島詠 藩権力と対峙し由利島を死守した種章は、 この時期の種章は、 由利島関連史料を収録した『油 などの記録類を、 さらには『予陽河野盛衰記』 大友義統書状・河野通直 歴史研究用に精 利島』と (録)』を 駆り立 一神氏 力的

めの理論武装の必要性に加えて、この時期、近親者の早世が相次いだ章による歴史研究は必然的に家系図作成に結び付いた。由利島防衛のた海域支配の歴史は二神家・二神一族の由緒と不可分のものである。種

る系図作成を後押ししたに違いない。こと、系図・由緒書の作成が各地で流行していたことなども、種章によ

交流をもつようになっていったことであろう。饒村の豊田家など、各地に散在していた二神氏諸流諸家・縁者と一族のの得能二神家や妻の実家にあたる柳原二神家(風早郡柳原村)、あるいは注目すべきなのは、種章が系譜研究・系図作成をとおして、豊後森藩

近 が、 る。 していった。以来、 ね ことであった。この日、 能姓を名乗っていたのはそのためであった。 豊後森藩士の得能二神家との交流が始まったのは安永六年 で、 本島二神家の系図や左文字則光の腰物などを見ながら、 新三郎の四代前にあたる種春は二代藩主久留島通春の五男通音 得能二神家は系譜上は通範の次男伝兵衛尉 得能主水と名乗り家老職などを勤めた。 両家は手紙をやりとりして、情報交換をは 得能新三郎とその子息の二神国次が種章を訪 (田兵衛) 新三郎が伊予の名族得 種房の流れだ 系譜の話を 应 かってい 月 兀 日 定左 0

能 などは、 に属して文禄・慶長の役に出征したと伝えている い。「豊田藤原氏子孫系図次第」 された可能性がある。 は種章が作成した「豊田藤原氏子孫系図次第」(巻子五)の内容に活か 久留島家の朝鮮出兵や歴代系譜にかんするメモ書きが残され、 も知れない。 九月のことである。 詳細を述べる紙幅はないが、二神司朗家文書のなかには、 一神両家の系譜研究・系図作成の意欲をたかめたことは想像に難くな 種章によって編集された一族全体の「水軍の記憶」の断片なの これも偶然ではないだろう。交流が本島二神・得 矢立大明神由利明神社の建立は両家が出合った年 は 通範の子通種が (〈史料3〉a)。これ 「久留島越後守」 豊後森藩主 その情報

田二神通範」(巻子七)は柳原二神家の「藤原氏元祖系図」を写したも会文庫)の系図を比較検討し、種章の筆になる「藤原氏嫡流系図写下豊萬井良大氏は、本島二神家(二神司朗家文書)と柳原二神家(伊予史談

した同題目系図(巻子五)の写しであることを明らかにしている。 逆に柳原二神家の「豊田藤原氏子孫系図次第」は種章 が 作成

たほか、 の娘であり、 信・種章の時代にはさらに緊密化している。種章の母は柳原権兵衛昌富 衛家との縁戚関係は、 また、「豊田藤原氏子孫系図次第」などによると、 叔父種置は敷昌家へ婿養子に入って別家を立てている。 姉おわさは同権兵衛敷昌に、娘お筆も柳原嘉七昌方に嫁し 八右衛門種忠 (種章の高祖父) の代に始まり、 怒和島の柳原権 種

活動の事実は、種章の歴史研究への熱意を如実に示している。 される。それにしても、自村・自家にとどまらない系譜研究・系図作成 作成した背景には、おわさ・お筆の早世という事情があったものと推察 の協力のもと「系図巻物」を仕立てたという。種章が 記」を参照して「婿」柳原権兵衛の家の系譜を研究し、 譜」と題する系図の下書が伝来している。奥書によれば、種章は 二神司朗家文書のなかには、安永一〇年(一七八一)付の「柳原氏系 「柳原氏系譜」を 松山の中山民衛

分も超えていこうとするもので、 の形が育まれていたことが明らかであろう。 の成立は、 嫡流并豊田二神之子孫系図写」「二神新四郎由緒親類附」などの系図類 と繋がっている。 以上のように、 近世になって育まれた歴史意識を背景に、武士身分も庄屋 は解体したが、 種章による一族間の交流と不可分のものであった。 表に一覧した 近世中後期には「家」あるいは一族の新たな結 「豊田二神藤原氏子孫系図略」「 近代以降の「家」や親類中の人間関係 その一族のネットワー · 百姓身 中世 「藤原氏 0

系譜研究会の系譜分類「本島二神氏」にならって、本島二神家と呼んで たが、近世二神島に成立した「家」であることを強調する場合は、二神 を参照。なお本稿では、二神氏嫡流を二神家もしくは二神宗家と表記し 二神氏諸流については二神系譜研究会の会誌『海の民

- (2) 関口博巨「日本常民文化研究所と二神司朗家文書」(『海 がみ』創刊号、二〇〇〇年)。 の民 ふた
- (3) 報告の概要は、すでに別稿「近世の二神家と二神島」 る。しかし別稿では、紙幅の都合で大幅に史料や分析などを割愛したの で、ここに改めて原稿化することにした。 歴史を訪ねて』松山市教育委員会編、二〇一二年、 所収)で紹介してい (『忽那諸 島
- (4) 神奈川大学日本常民文化研究所編『二神司朗家文書 書・系図編』と略称する)巻子五。 ·編』(神奈川大学日本常民文化研究所、 二〇一六年、 以下『中世文 中世文書・系

て同解題を参照したが、残念ながら成果を十分に活かしきれなかった。 文書 中世文書・系図編』」に触れた。以下(一)(二) 項の校正に際し なお、本稿成稿(二○一五年五月)後、 前田禎彦「解題『二神司

- (5) 『中世文書・系図編』 一―一。
- 6 「二神通範とその周辺」(『海の民 も参照。 二神文書」『四国中世史研究』第六号、二〇〇一年。また、二神英臣 (『海の民 ふたがみ』第三号、二○○一年)、福川一徳「伊予二神氏と 研究紀要』第一号、一九九六年)、同「河野氏の時代と二神氏」 石野弥栄「河野氏の守護支配と伊予海賊衆」(『愛媛県歴史文化博! ふたがみ』第一一号、二〇一〇年)
- (7)『中世文書・系図編』三―一~三。後掲〈史料1〉を参照のこと。
- (8) 景浦勉「二神氏の出自とその動静について」(『大山 書』伊予史料集成刊行会、一九七七年)。 積神社関係文
- 9 網野善彦「伊予国二神島をめぐって」(『歴史と民俗』第 一号、一九
- (10) 『中世文書・系図編』三―二。
- (11) 二神島夫銭・年貢銭等注文(『中世文書・系図編』三―一)や夏麦 年貢納帳・渡帳(『同右』三―三)による。
- 年貢銭・夫銭等注文(『中世文書・系図編』四―一)
- 『中世文書・系図編』二―五。
- 山内譲『海賊と海城』(平凡社、一九九七年)。
- 中島町誌編集委員会編『中島町誌』(中島町役場、一九六八年)。
- $\widehat{\underline{16}} \, \widehat{\underline{15}} \, \widehat{\underline{14}} \, \widehat{\underline{13}} \, \widehat{\underline{12}}$ は、二神島における土地所持の実態解明を通して、二神家を含む家同士 の土地を媒介とする結びつきを明らかにしている。 本書所収の田上繁「瀬戸内海二神家の近世的対応に関する試論 また、 同論文註

- 世二神島のイメージは見直す必要があるだろう。 高ではなく年貢高を示す用語である。この点からも、『中島町誌』の近(5)(6)に引かれている田上のこれまでの研究によれば、石盛は生産
- 『中世文書・系図編』巻子五。
- (18) 二神司朗家文書には、戸田検地の検地条目が現存する 書・系図編』二―一六)。 (『中世文
- (1)『寛政重修諸家譜』などによれば、久留島家当主のうち朝鮮に出 の本島二神家と得能二神家との交流の痕跡なのかも知れない(後述)。 乗る(得能二神家)。あるいは「久留島越後守」という記載は、安永期 だけである。したがって、a部分の記述は牽強付会といわざるを得な たのは、長親の嫡子で、来島を久留島に改めた通春(一六〇七~五五) したのは、慶長二年(一五九七)に蔚山で討死した来島通総とその嫡子 い。通春の五男種春は、家臣二神伝兵衛種親の養子となり、得能姓を名 で豊後森藩初代藩主の来島長親の二名である。また、越後守に叙任され
- (20) 二神司朗家文書三一三—一〇三。
- 21 同右 三一三一六一一。
- 22 同右 三一三—七六。
- 23 「兵」「農」未分離という言葉を暫定的に使用した。 もふさわしいことではない。適切な概念とはいえないが、ここでは し、そこに住む百姓も農民ばかりではない。だとすれば、武士と百姓へ の身分・居住地の分離・固定政策を「兵農分離」と表現するのは必ずし 前節(二)で述べた通り、瀬戸内海の島村は必ずしも農村ではない
- (24) 二神司朗家文書三一三一九九。
- (2) 豊田渉「二神氏ゆかりの地を訪ねて №2 二神島」(『海の民 たがみ』第二号、二〇〇一年)参照。 ఉ
- (26) 『大日本古文書 家わけ第十六 島津家文書之三』一四九三。
- (27)「二神村新四郎由緒親類附」(二神司朗家文書三一三―一〇三)によ
- 〈28) 鴨頭俊宏「近世前期における瀬戸内海交通と津和地」(『伊予史談』 三四四号、二〇〇七年)、同「公儀浦触山陽ルートと松山藩の情報ルー (上)」(『伊予史談』三三九号、二〇〇五年)。
- 29 「二神氏末家之次第」(二神司朗家文書三一三―七六) ほか。
- 30 二神司朗家文書三一三—四八—一。
- 月付御年貢米御廻船取締方触書(『御触書寛保集成』二四一六―二)。ま 『日本財政経済史料一』延宝元年二月日付「船足御定」、正徳二年八

た、石井謙治 『ものと人間の文化史 和船Ⅰ』(法政大学出版局、 一九

- (32) 二神司朗家文書三一三―四八―二。
- (3) 菅原憲二「伊予国和気郡興居島村(現愛媛県松山 (三)」(『千葉大学人文研究』第三七号、二〇〇八年)。 市)堀内家文書
- 34 二神司朗家文書三一三—七一。
- 35 網野「伊予国二神島をめぐって」。
- 36 二神司朗家文書三一三—五。
- (37) 記録「由利島」には「和気郡苅屋村」とのみ記され、網野前掲論文 う。 村という地名がないので、これは伊予国和気郡と考えるのが妥当であろ はこれを備中国和気郡と理解している。しかし、備中国和気郡には苅屋
- (38) 二神司朗家文書三一三一六。
- 二神司朗家文書三一三—九四~九七。
- $\underbrace{40}_{39}$ 河岡武春『海の民』(平凡社、一九八七年)。
- (41)「儀光寺縁起書写」(儀光寺蔵)ならびに筆者の聞き書きメモによ 中島町)」(『海の民 ふたがみ』第三号、二〇〇一年)も参照。 る。また、豊田渉「二神氏ゆかりの地を訪ねて №3 由利島(愛媛県
- (4) 二神村でも宗門人別帳が作成されていたはずだが、残念ながら発見 されていない。
- (43) 二神司朗家文書四二〇一三、三四、三九など多粉(45) 二神司朗家文書四二〇一三四一九四一二七一三。(43) 二神司朗家文書四二〇一三四一九四一二七一二。
- 二神司朗家文書四二〇一三、三四、三九など多数。
- 47 号、 二〇〇一年)。 大成経凡「石造物が語る海民ロマン」(『海の民 ふたがみ』第三
- 48 二神司朗家文書四二〇―七―二一五―一。
- $\widehat{50}\ \widehat{49}$ 二神司朗家文書三一三—五。
- 関奉仕財団、一九九三年など)。奉行の穂坂太郎左衛門はこの一揆の責 景浦勉「農民騒動構造の変遷」(同編『伊予近世社会の研究(上)』
- (5)〈史料13〉から〈史料15〉は、「由利島」(二神司朗家文書 三一三― 任をとらされ二神島に流罪となっている。偶然であろうか。

五)から抜粋して引用した。

(5) 網野善彦「二神島の調査から見えてきたもの」(『海の民 み』第一〇号、二〇〇六年)。 ふたが

- の海人文化』小学館、一九九一年)。
 3) 網野善彦「中世前期の瀬戸内海交通」(『海と列島文化9 瀬戸内
- ○年)。 利健亮先生追悼論文集編纂委員会編『地図と歴史空間』大明堂、二○○利健亮先生追悼論文集編纂委員会編『地図と歴史空間』大明堂、二○○(54) 富田泰弘「伊予松前城下町の復原に関する歴史地理学的研究」(足
- (55) 大石慎三郎『江戸時代』(中公新書、一九七七年)。
- ば。 前町誌』(一九七九年)、『愛媛県史 地誌Ⅱ(中予)』(一九八四年)な(26) 土木学会編『明治以前日本土木史』(岩波書店、一九三六年)、『松
- (57) 二神司朗家文書 三一三—五。
- (58) 〈史料18〉から〈史料21〉は、「由利島」(二神司郎家文書 第一次
- 59) 『松前町誌』(一九七九年)。五) から抜粋して引用した。
- おいても農業の論理は存在する。(6)、中世の論理=海と山の論理』と言っているわけではない。中世に(5)『松前町誌』(一九七九年)。
- 本末関係の形成」。 たがみ』第五号、二〇〇三年)のうち、関口「石手寺と二神島安養寺のたがみ』第五号、二〇〇三年)のうち、関口「石手寺と二神島安養寺の本末関係の形成」(『海の民 ふ
- 号、一九九七年)。の流通――二神家伝来古銭の調査を中心として」(『歴史と民俗』第一四の流通――二神家伝来古銭の調査を中心として」(『歴史と民俗』第一三号、一九九六年)、永井久美男「近世銭貨(2) 網野「伊予国二神島をめぐって」、白水智「二神家伝来の古銭につ
- て」(『歴史と民俗』第一三号、一九九六年)。(6) 西和夫「二神島と由利島の建築――一九九五年度の調査結果につい
- (4) 萬井良大「解題『豊田藤原氏子孫系図次第・ 中世文書・系図編』二奈川大学日本常民文化研究所『二神司朗家文書 中世文書・系図編』二(神)
- (『日本歴史』六〇〇、二〇〇〇年)ほか参照。集団』山川出版社、一九九五年)、山本英二「由緒、その近世的展開」島浩「村が『由緒』を語るとき」(久留島浩・吉田伸之編『近世の社会(5))一八世紀後半から一九世紀は由緒の大衆化の時代といわれる。久留
- に関する試論」も参照のこと。されている。また、両家の交流については田上繁「二神家の近世的対応書の解説 第三回」(『海の民 ふたがみ』第四号、二〇〇二年)に掲載(66) 二神司朗家文書三一三―六九。この文書の翻刻は「連載 二神古文

- 四〇〇年」(『海の民 ふたがみ』第四号、二〇〇二年)ほか参照。(67) 福川一徳「伊予二神氏と二神文書」、竹野孝一郎「豊後森二神氏の
- (8) 萬井良大「解題『豊田藤原氏子孫系図次第·藤原氏嫡流系図』」。